

はとふる居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ははとふるケアサービスが開設するはとふる居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適正な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 はとふる居宅介護支援事業所
- 二 所在地 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘 71 番 27 号 メゾンはとふる

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 3 名（常勤職員 3 名 内 1 名は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 1 名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日とする。ただし、国民の休日、8月13日から8月16日まで、12月29日から1月4日までを除く。ただし、緊急時等はこの限りではない。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。

三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場合 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - 二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方法を使用する。
 - 三 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。
- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。ただし、自動車を使用する場合に、通常事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、広島市(南区似島町、南区宇品町、佐伯区を除く)、府中町、海田町の区域とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的での原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりも設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回

三 虐待防止に関する研修 年1回

四 権利擁護に関する研修 年1回

五 業務継続に関する研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社は一とふるケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う

二 成年後見制度の利用支援

三 虐待防止の指針の整備、必要に応じた見直し

四 虐待の防止を啓発・普及する為の従業員に対する定期的な研修の実施

五 その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

六 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 1 年 10 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。